

新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒の出席停止等の考え方

1 児童生徒が感染した場合

(1) 症状がある場合→発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過後、登校可能です。

ケース①

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	...	X日	+1日	+2日	+3日	
発症	← 10日間経過 →										...	← 症状軽快後72時間 →				登校

ケース②

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	
発症	...	← 症状軽快後72時間 →				※10日間経過		退院	登校			

(2) 症状がない場合→検査日から10日間経過後、登校可能です。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	
検査	← 10日間経過 →										登校	
	陽性										退院	



2 児童生徒が保健所より濃厚接触者と特定された場合

感染者と最後に接触した日の翌日から原則14日間を出席停止とします。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
最終接触	← 感染者と最後に接触した日の翌日から 出席停止・原則14日間経過 →														登校

3 児童生徒の同居家族が保健所より濃厚接触者と特定された場合

児童生徒の登校は可能ですが、他に感染させる不安があり学校を休ませたいと相談があった場合は出席停止として取り扱います。

4 その他、発熱等風邪の症状等がある場合

児童生徒本人又は同居家族の症状が回復するまで出席停止とします。

感染症拡大防止にご協力ください

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	...	X日	+1日	
児童生徒 (感染レベル1、2、3)	← 出席停止 →								回復	登校
同居家族 (感染レベル2、3)	← 同居家族が回復するまで出席停止 →								回復	登校



5 感染が不安で学校を休ませたい場合

感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止として取り扱います。